

九州大学大学院総合理工学研究院 I 棟プロジェクトスペース規程

令和 4 年度九大規程第 27 号

制 定：令和 4 年 9 月 29 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学大学院総合理工学研究院 I 棟（以下「I 棟」という。）におけるプロジェクトスペース（以下「施設」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第 2 条 施設は、I 棟の研究室等のうち、九州大学（以下「本学」という。）が実施する EUV 露光機開発プロジェクトのため、管理責任者が必要と認めた場所とする。

(管理責任者)

第 3 条 施設に管理責任者を置き、総合理工学研究院長をもって充てる。

2 管理責任者は、施設の管理運営に関する業務を掌理する。

(審議機関)

第 4 条 施設の管理運営その他必要な事項は、総合理工学研究院教授会（以下「教授会」という。）において審議する。

(使用資格)

第 5 条 施設を使用できる者は、EUV 露光機開発プロジェクトを行う本学教職員とする。

(使用の許可)

第 6 条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ所定の様式により管理責任者に申請し、その許可を受けなければならない。

2 施設の使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、当該使用の途中において前項の規定により許可を受けた内容を変更する必要があるときは、あらかじめ所定の様式により管理責任者に申請し、その許可を受けなければならない。

3 前 2 項の許可は、教授会の議を経るものとする。

(使用期間)

第 7 条 施設の使用期間は、原則として使用開始日から当該使用開始日が含まれる年度の末日までとする。

2 使用期間を延長する場合は、1 年ごとに更新し、15 年を限度とする。ただし、管理責任者が必要と認めた場合はこの限りではない。

(禁止する実験等)

第 8 条 使用者は、施設において、次に掲げる実験等を実施することができない。

- (1) 九州大学放射線障害予防規則（平成 16 年度九大規則第 81 号）第 2 条第 1 号に定める放射性同位元素、同条第 2 号に定める放射線発生装置又は同条第 4 号に定める X 線発生装置を使用する実験
- (2) 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成 16 年文部科学省・環境省令第 1 号）別表第 2 に定める P3 レベル以上の拡散防止措置を必要とする遺伝子組換え実験

(3) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成7年法律第65号）第2条第1項から第5項までに定める物質を使用する実験

(4) 前3号のほか、管理責任者が施設の管理上支障があると認めた実験等
（適正使用）

第9条 使用者は、施設の目的に沿って適正に使用しなければならない。

2 管理責任者は、使用者がこの規程及び許可条件に違反したとき、又は施設の管理上支障があると認めたときは、当該使用の許可を取り消し、又は中止させるとともに、施設からの退去を命じるものとする。

（使用料）

第10条 使用者は、許可された施設における使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、1平方メートル当たり年額10,000円とする。

3 前項について、事業年度の中途において入居し、又は退去する場合の当該年度の使用料の額は、年額を12で除した額に入居月数（許可した日の属する月及び退去する日の属する月を含む。）を乗じて得た額（1,000円未満切捨て）とする。

（光熱水料等）

第11条 使用者は、許可された施設において使用した電気料、上水道料、中水道（実験水）料、下水道料、ガス料及び電話料の費用を負担しなければならない。

（徴収等）

第12条 使用料及び前条に定める費用（以下「使用料等」という。）は、それぞれ所定の期日までに、経費の振替又は九州大学が指定する口座への振込みにより、支払わなければならない。

2 一度納付された使用料等は、特別の事情がある場合を除き、返還しない。ただし、天災その他使用者の責めに帰すことができない事由により使用できないときは、この限りでない。

（使用の終了）

第13条 使用者は、施設の使用を終了するとき、又は第9条第2項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは中止させられ、当該施設からの退去を命ぜられたときは、施設、設備、備品等（以下「設備等」という。）を原状に回復し、管理責任者の確認を経て速やかに退去しなければならない。

（損害賠償）

第14条 使用者は、その責めに帰すべき事由により設備等を滅失、破損又は汚損したときには、その損害を賠償しなければならない。

（事務）

第15条 施設の管理運営に関する事務は、筑紫地区事務部において処理する。

（補則）

第16条 この規程に定めるもののほか、施設の使用等に関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年9月30日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に施設の使用許可について総合理工学研究院教授会の議を経ている者については、第6条第3項に定める手続を経たものとみなす。